

審 第 8 3 8 号
答 申 第 5 2 8 号
令和元年7月16日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年11月15日付け廃第1380号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第702号

平成28年9月1日付けで審査請求人から提起された、平成28年6月3日付け
廃第439号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成28年6月3日付け廃第439号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年5月6日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

本件請求の内容は、「平成28年度に提出された館山市坂田に関する『特定事業許可申請書』一式。」（以下「本件請求内容」という。）である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、平成28年度に提出された館山市坂田に関する「特定事業許可申請書」を対象文書として特定しているところ、その内訳は以下のとおり、請求書と添付資料から構成されている。

- (1) 特定事業許可申請書（以下「本件申請書」という。）
- (2) 特定事業地番一覧表（以下「本件添付資料1」という。）
- (3) 現場事務所平面図（以下「本件添付資料2」という。）
- (4) 表土検査関係の書類（以下「本件添付資料3」という。）
- (5) 使用土砂等の予定量計算書（以下「本件添付資料4」という。）
- (6) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（以下「本件添付資料5」という。）
- (7) 流量計算書（以下「本件添付資料6」という。）
- (8) 現場責任者選任書（以下「本件添付資料7」という。）

- (9) 土砂等の搬入経路図 (以下「本件添付資料8」という。)
- (10) 特定事業場及び区域の土地登記事項証明書 (以下「本件添付資料9」という。)
- (11) 土地使用承諾書・土地使用同意書 (土地所有者の印鑑登録証明書) (以下「本件添付資料10」という。)
- (12) 構造安定計算書 (以下「本件添付資料11」という。)
- (13) 施工計画書 (工程表) (以下「本件添付資料12」という。)
- (14) 特定事業説明会等実施状況報告書 (以下「本件添付資料13」という。)
- (15) 関係許認可等申請書の写ほか (以下「本件添付資料14」という。)
- (16) 位置図・区域図 (以下「本件添付資料15」という。)
- (17) 公図写の縮小図 (以下「本件添付資料16」という。)
- (18) 現況図 (以下「本件添付資料17」という。)
- (19) 実測造成計画平面図 (以下「本件添付資料18」という。)
- (20) 防災・排水施設計画平面図 (流域) (以下「本件添付資料19」という。)
- (21) 防災施設等設計図 (以下「本件添付資料20」という。)
- (22) 縦断面図 (進入路BP1～NO. 27) (以下「本件添付資料21」という。)
- (23) 計画縦断面図 (本体, AB, CD) (以下「本件添付資料22」という。)
- (24) 計画横断面図 (進入路) (以下「本件添付資料23」という。)
- (25) 計画横断面図 (本体) (以下「本件添付資料24」という。)
- (26) 事業場・事業区域求積図 (以下「本件添付資料25」といい、本件申請書及び本件添付資料1から同24までと併せて以下「本件対象文書」という。)

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年9月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 行政文書開示請求書と本件決定通知書の差異

本件決定通知書の開示請求に係る行政文書の件名又は内容欄には、「平成28年度に提出された館山市坂田に関する『特定事業許可申請書』。」と記載されており、本件請求内容から「一式」という文言を削除している。

「一式」という文言が入ると、特定事業許可申請書のみならず、付属する書類及び関連書類も対象になる。それを、審査請求人に電話連絡など一切の確認をしないまま、「一式」という文言を削除することにも問題があり、異議がある。

あくまでも、審査請求人が開示を求めたのは、「平成28年度に提出された館山市坂田に関する『特定事業許可申請書』一式。」である。

(2) 不開示理由

実施機関は、不開示理由を「法人の事業活動に関する情報が記録されており、開示することにより、当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため（3号）。

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可審査中であり、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため（5号）」と本件決定通知書に記載している。

(3) 実施機関の明白な誤り

本件決定通知書には、「開示しない理由が消滅する期日」という欄があるが、記載がなく空欄になっている。しかし、許可審査中という理由については、許可になった場合と不許可になった場合に、審査中ではなくなり、許可審査中という理由は消滅するので、「開示しない理由が消滅する期日」の欄には、「審査が終了した日」などの記載がなければならない。

審査請求人が開示を求めた特定事業許可申請書一式は、100枚を超す膨大な量の書類である。それが、書類は1枚も開示されないどころか、1文字たりとも開示されないのである。しかし、そのような事は本来、あり得ない。現に、本件決定の後、千葉県議会議員が実施機関に資料請求をしたところ、今年7月に部分開示となり、それでも黒塗りがかなり多いが、かなりの枚数の書類が開示になっている。不開示から部分開示に変わったわけであるが、許可審査中である状況は変わっておら

ず、不開示という私への対応が誤っていたことを証明するものである。

本件決定は、違法かつ悪質な隠蔽である。今回は文書開示に関する審査請求であるが、その関連として、知事においては、このような悪質な条例違反をした職員を特定し、厳格な処分を求める。また、同時に開示請求者である私に対して、違法かつ極めて不誠実な対応を取ったことの謝罪も求める。

(4) 不開示理由の誤り

不開示理由は2つであり、簡単に言うと「法人情報だから」という理由と「審査中だから」という理由である。

このうち、審査中という理由は意味不明であり、全く理由に値しない。本件決定通知書によると、審査中に公開すると「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ」があるとしている。

しかし、「不当」かつ「混乱」の状態が県民の間に生じた事例は存在しないし、今回の申請に当たってそのような状態は想定できない。今まであった具体的事例がゼロ及び想定される具体的事例もゼロなので、「不当」かつ「混乱」の両方を満たすおそれというのは、実施機関のでっち上げたき弁にすぎない。

また、同様に「不当」かつ「不利益」を特定の者に及ぼした事例は存在しないし、今回の申請に当たってそのような状態は想定できない。今まであった具体的事例がゼロ及び想定される具体的事例もゼロなので、「不当」かつ「不利益」の両方を満たすおそれというのは、実施機関のでっち上げたき弁にすぎない。

過去においても、審査期間中でも開示になった実例がある。平成23年6月22日に許可申請をし、同年12月20日に許可となった特定事業許可申請書は、審査期間中の開示請求に対して、審査終了前に部分開示をしているが、不開示理由に審査中というものがない。過去においては、審査中は不開示理由にならないとしているのである。となると、過去が間違っていたのか、今回が間違っていたのかという話になるが、上述したとおり、審査中という不開示理由は、「不当かつ混乱」の状態も「不当かつ不利益」の状態も存在しないのでっち上げのき弁であるので、過去の扱いが正しく、今回の不開示は誤りである。

法人情報だからという理由も誤りである。特定事業許可申請書の一式は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づいて提出されたものであり、

残土条例等では、事業者の説明責任や関係書類の閲覧の義務付けが規定されているから、ほとんど全ての法人情報は開示されなくてはならない。

さて、審査請求を行っている私であるが、地元館山市の〇〇〇〇であり、館山市民の生命・身体の安全等を守るために、この特定事業に関する行政執行をチェックする政治的責任を負っている。

特定事業（土砂等の埋立て等を行う事業）というものは、土壌汚染や崩落などの危険があり、「人の生命、健康、生活又は財産」（条例第8条第3号ただし書）を脅かすおそれのある事業であるから、ほとんどの法人情報及び法人役員に関することや地権者名などを含めた特定事業に関するほとんどの個人情報が開示されなければならない。

（5）開示を求めない部分

登録印鑑の印影、民間事業者の職員で取締役等の役員以外の者の個人名及び説明会に参加した一般住民の氏名の開示は求めない。

3 反論書の要旨

（1）不開示の理由について

条例第8条第3号該当性については争う。開示請求時点における条例第8条第5号該当性についても争う。しかし、平成28年5月6日付け特定事業の許可に係る申請（以下「本件申請」という。）は、同年9月26日に許可されていることから、反論書提出時の同年11月17日時点では、条例第8条第5号の審査中という理由は消滅しているので、この理由で開示されなかった部分は速やかに開示されなければならない。

（2）弁明の内容について

ア 行政文書開示請求書と本件決定通知書の差異について

本件決定通知書には、審査請求人が行政文書開示請求書に記載したのをそのまま転記すればよいだけで、無断で改変する理由がそもそも存在しない。また、添付書類も含まれていると解釈するのは結構であるが、審査請求人は「一式」に添付書類は当然ながら関連書類も含めている。

なお、人の文書を勝手に変えることがそもそもおかしく、変えるならば審査請求人に連絡し許可を得なくてはならないのは当然である。

イ 実施機関の明白な誤りについて

千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定。以下「解釈基準」という。）では、「当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができる」（条例第12条第3項後段）とは、当該理由が消滅する期日が確定している場合（おおむね1年程度）と記載されている。特定事業許可申請の標準処理期間は「総日数60日」であるから、おおむね1年程度の間ほとんど許可か不許可が確定する。実際に、本件申請に対する許可も5か月以内に出ている。ゆえに、解釈基準によるならば、開示する理由が消滅する日の欄に記載しなければならない。弁明書では、「おおむね1年程度」という文言を見なかったふりをしており、詐術的な弁明である。

本件申請を行った事業者（以下「本件申請者」という。）については公にした情報であると判断し一部を開示して回答したとの理由によるならば、既に公開したものだけが県議会議員に開示されるということになるが、公開していないものも多々含まれており、弁明に矛盾が生じている。つまり、後付けのき弁である。

なお、他法令であるが、特定事業と内容としてはかなりの部分で重なっている林地開発変更許可申請書について、審査請求人は審査中に開示請求を行っているが、一定の開示はなされており、やはり一文字も開示しないのは隠蔽でしかあり得ない。

ウ 不開示の理由の誤りについて

「補正の可能性のある未成熟な情報」についてだが、許可になっていなければ補正の可能性があり得るとするのは当然のことであり、開示請求する者は認識している。

審査請求人も同様に認識している。ゆえに、そもそも混乱自体があり得ない。ましてや、何をもって「不当な」混乱とするのか何ら弁明はない。

また、許可申請書は本来、提出時に正確に記載されているべきものであり、補正の可能性のある未成熟な情報とみなして、多くを不開示にすること自体があり得ない。

「同業他社からの引き抜き行為」については、現実性のない虚構の例えであり、今まで引き抜かれたという証拠がある事例は、1つたりとも存在しない。また、許可申請書に記載されている土砂の発生元工事現場からは、過去において、開示

請求の有無にかかわらず、実際に搬入されるのは、おおよそ1%未満である。現実的には、ほとんど搬入見込みがないところが記載されているわけであるから、なおさら、「同業他社からの引き抜き行為」などは起こり得ない。

過去において、審査中に開示されたものについては、弁明書では「審査が実質的に終了していた」から開示したとしているが、もし、その論理を採るならば、今回既に許可になっている同種の書類は、同様に開示されるべきものとなる。なお、繰り返しになるが、審査中においても、不当な混乱や不当な不利益などが生じた具体的事実の一つも示されておらず、審査中いかんを問わず全面的に開示すべきである。

不許可になることもあり得るから開示できないという弁明についてだが、許可後に許可取消になった場合は事業者名等が公表され、また、欠格条項により一定期間許可申請ができないことから、許可申請において不許可になった場合も、事業者名等が公開になっていてもやむを得ないものである。

「人の生命、健康、生活又は財産」の該当性であるが、過去に千葉県から許可を受けた特定事業であっても、土砂の崩落や土壌汚染があったことから、当然に該当する。

(3) 最後に

条例における県民の知る権利を踏みにじり、説明責任を100%放棄し、1文字も開示しなかった隠蔽について、反省が全くなく、虚構とき弁を繰り返す担当職員らの姿勢は悪質極まりなく、氏名を特定し懲戒あるいは分限免職にすることを強く要望する。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、本件申請者が、残土条例第11条第1項の規定により特定事業の許可を受けるために申請した文書であり、本件対象文書には添付書類が含まれる。

2 不開示の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書は、条例第8条第3号及び同条第5号に該当するとして、行政文書の全てを不開示としたものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書には、本件申請者が残土条例第11条第1項の規定により申請した法人の企業活動に係る情報が記載されており、その中には、事業の計画、施工などのノウハウや取引情報も含まれることから、本件対象文書を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 条例第8条第5号該当性について

本件対象文書には、請求時において許可の審査中の情報が記載されており、補正の可能性があるが、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

3 弁明の内容について

(1) 行政文書開示請求書と本件決定通知書の差異について

審査請求人は、行政文書開示請求書において、「平成28年度に提出された館山市坂田に関する『特定事業許可申請書』一式。」と記載したにもかかわらず、実施機関は本件決定通知書において「平成28年度に提出された館山市坂田に関する『特定事業許可申請書』。」と記載し、無断で勝手に「一式」という文言を削除した旨主張する。

しかしながら、実施機関は、上記請求書に記載された「『特定事業許可申請書』一式」は、特定事業許可申請書及び添付書類であると判断した上で、開示・不開示の決定をしており、添付書類を除き特定事業許可申請書に限定して、開示・不開示の判断をしたわけではない。

また、審査請求人は、「一式」という文言が入ることにより、特定事業許可申請書のみならず、付属する書類及び関連書類も対象となる旨主張する。

このことについては、残土条例上は、特定事業許可申請書に添付書類は必須であることから、開示・不開示の決定に当たっては、あえて、「一式」を省略しても支障がないものと判断した。

(2) 実施機関の明白な誤りについて

審査請求人は、本件決定通知書には、「開示しない理由が消滅する日」という欄があるが、空欄であり、許可審査中であるとの理由で不開示とするのであれば、「審査が終了した日」などの記載がなければならない旨主張する。

しかしながら、解釈基準によれば、条例第12条第3項における「当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができる」とは、当該理由が消滅する期日が確定している場合をいい、到来することが確実であってもその期日が不確定なものはこれに該当しないとしている。

したがって、本件においては、開示・不開示の決定の際に、開示しない理由が消滅する期日が不確定であったため、空欄としたものである。

審査請求人は、本件対象文書は膨大な資料の量が1文字たりとも開示されないことは、本来あり得ず、また、本件決定後、県議会議員が実施機関に資料請求したところ、審査中にもかかわらず、今年7月に部分開示されたことと比較して、本件決定が誤りであったことを証明している旨主張する。

このことについては、平成28年6月13日の環境生活警察常任委員会及び同年6月30日の千葉県森林審議会森林保全部会といった公開の場で、本件申請者が誰であるかが明らかとなり、本件申請者について県として公にしたものと判断した。

その後、県議会事務局から調査依頼があったが、県として既に本件申請者については公にした情報であると判断しており、全部不開示とする理由がなくなったので、平成28年7月14日に本件対象文書を部分的に開示して回答したものである。

なお、審査請求人の開示請求の際は、いまだ県として公にしていなかったため、全部不開示とした。

(3) 不開示理由の誤りについて

審査請求人は、本件決定の処分の理由について、実施機関は、審査中に公開すると「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ」があると主張しているが、「不当」かつ「混乱」が県民の間に生じた事例はなく、想定もできない旨主張し、同様に「不当」かつ「不利益」を特定の者に及ぼした事例もなく、想定されない旨主張する。また、過去において、審査期間中で開示になった事例があり、審査中は不開示にならない旨主張する。

しかしながら、行政文書の開示請求がされ、本件決定を行った時点では、許可審査中であり、補正の可能性がある未成熟な情報である。このような情報を公にした後に、補正があった場合、未成熟な情報と、補正された情報といった2つの情報が生じることから、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあったため、条例第8条第5号に該当すると判断し、不開示情報とした。

また、審査請求人は、「不当」かつ「不利益」を特定の者に及ぼした事例は存在せず、想定ができない旨主張する。

しかしながら、例えば、土砂の発注元の工事現場等が明らかになることで、発注元事業者に対して同業他社からの引き抜き行為などが行われ、許可審査中にもかかわらず、搬入計画の変更を余儀なくされるおそれがあるなど、許可審査中の情報を公にすることは、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第5号に該当すると判断し、不開示とした。

さらに、審査請求人は、審査期間中であっても部分開示になった事例を挙げ、審査中という不開示理由はでっち上げのき弁である旨主張する。

しかしながら、審査請求人が、平成23年11月15日に行った特定事業許可申請書の添付書類の開示請求については、開示・不開示の決定期限（同年12月15日）が迫っていたところ、当該許可申請は許可基準に適合するものと判断され、同年12月13日には審査が実質的に終了していたことから部分開示しても支障がないものと判断したものである。なお、本件対象文書は、平成28年5月6日に提出され、同日付けで、審査請求人から本件請求がなされたものである。

審査請求人は、ほとんど全ての法人情報は開示されなくてはならないと主張する。

しかしながら、許可申請書類には、法人に関する情報であって、事業の具体的な計画に関するものが含まれることから、不許可となった場合に許可申請書類が開示されると、不許可となった事業計画が公になり、このことは法人にとって不名誉なことであり、また、不許可となった理由にかかわらず、当該法人は残土条例の目的に反する事業を行うような法人であるとの一方的な評価がされるおそれがあり、このことは、法人の正当な利益を害するおそれがあるものと判断されることから、本件対象文書は未だ審査中であり不許可となる可能性を含むものであることから、条例第8条第3号に該当するものと判断し、不開示とした。

また、条例第8条第3号を根拠に、法人情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」ものについては開示されなくてはならない旨主張し、特定事業は「人の生命、健康、生活又は財産」を脅かすおそれの土木工事である旨主張する。

しかしながら、条例第8条第3号ただし書の該当性の判断は、個別、具体的かつ客観的に行うものであり、一般的、抽象的に行うものではない。十分に審査され、

許可を受けた特定事業場においては、定期検査等を通じて、県民の安全な生活環境を図れるものであることから、審査請求人の主張は、一般的、抽象的であり、条例第8条第3号ただし書に該当するとは判断できない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

実施機関は、千葉県情報公開審査会へ諮問する際には、審査請求の対象となった行政文書の写し等を添付する必要があるが（知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第5の5（1）を参照）、本件においては、本件対象文書のほかに、本件請求日以降に取得した行政文書等本件対象文書以外の文書の写しを添付している。

この点について、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件決定及び諮問に係る起案文書に本件対象文書は添付されておらず、本件対象文書の原本は別のファイルに独立した形で保存され、本件請求日以降及び本件決定日以降に作成又は取得した文書を挟み込む形で保管されている状況であった。

さらに、本件決定及び諮問に係る起案文書及び決裁の状況について、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件決定及び諮問に係る起案当時においても本件対象文書は添付されておらず、本件対象文書の具体的な内容等を確認することなく決裁が行われた状態で本件決定が行われていたことが認められた。

そもそも、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に条例第8条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない（条例第8条本文）。

そのため、本件対象文書に記載されている情報が、条例第8条各号の不開示情報に該当するか否かについては、軽々に判断することはできない性質のものである。

それにもかかわらず、実施機関は、本件対象文書を確認しないまま詳細な検討をすることもなく安易に条例第8条第3号及び同条第5号に該当するとして、本件対象文書の全てを不開示とする判断を行ったものであり、本件決定には重大な瑕疵がある。

2 結論

よって、上記1のとおり、本件決定には重大な瑕疵があるため、実施機関は、本件決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

3 附言

本件決定は、上記のとおり重大な瑕疵があり、本来は当審査会が開示不開示の具体的内容について審議するまでもなく結論に至る事案である。

しかし、本件においては、審査請求書及び反論書において不服申立てが本件決定の不開示理由に及んでおり、また、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件請求の対象となる文書は本件対象文書のみにとどまることが確認されたことから、当審査会が、具体的な開示不開示の内容について判断を示し、紛争の一次的解決を図ることが審査請求人の利益に資するものと考えられる。

したがって、審査請求人の利益を考慮し、例外的にはあるが、当審査会が、本件決定の不開示理由及び行政文書管理等の在り方について検討した結果を以下述べる。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件申請者が、残土条例第11条第1項の規定により、特定事業の許可を受けるために提出した特定事業許可申請書及び添付資料であり、その構成は以下のとおりである。

なお、特定事業とは、土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいい（残土条例第2条第1項及び同条第2項参照）、本件申請者は、過去に同一の場所で特定事業を行うことについて許可を受けており、本件申請は、一度目の許可期間内に終わらなかった上記事業を完了させるために行ったものである。

ア 本件申請書

本件申請書は、目次、特定事業許可申請書（第1面、第2面及び第5面）、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、誓約書及び委任状で構成されている。

イ 本件添付資料1

本件添付資料1は、地番一覧である。

ウ 本件添付資料2

本件添付資料2は、現場事務所平面図である。

エ 本件添付資料 3

本件添付資料 3 は、計量証明書（表紙）、地質分析結果報告書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書、試料採取位置図及び現場写真で構成されている。

オ 本件添付資料 4

本件添付資料 4 は、盛土量計算書である。

カ 本件添付資料 5

本件添付資料 5 は、特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項及び土採取計画認可書で構成されている。

キ 本件添付資料 6

本件添付資料 6 は、流出量検討資料（表紙も含む。）、写真撮影位置図、完了写真、作業工程（3-1、3-2 及び 3-3）、完成図、土砂量の算定面積図、防災施設（調節池）構造図（完成）、排水計画平面図（流域）及び流域図で構成されている。

ク 本件添付資料 7

本件添付資料 7 は、現場責任者選任書、健康保険被保険者証の写し及び業務委託契約書で構成されている。

ケ 本件添付資料 8

本件添付資料 8 は、搬入経路図である。

コ 本件添付資料 9

本件添付資料 9 は、登記事項証明書（121 枚）、協定書及び館山市坂田区説明会議事録（以下「説明会議事録」という。）で構成されている。

サ 本件添付資料 10

本件添付資料 10 は、特定事業区域内土地使用同意書、特定事業区域外土地使用承諾書及び印鑑証明書で構成されている。

シ 本件添付資料 11

本件添付資料 11 は、盛土による斜面安定調査報告書（表紙、目次、調査地案内図、業務概要、ボーリング調査方法、調査地の地形・地質概要、ボーリング調

査結果、調査結果に基づく考察、解析概要、支持力について、ボーリング位置図及びボーリング柱状図)である。

ス 本件添付資料1 2

本件添付資料1 2は、施工計画書(表紙、目次、開発概要、現場組織表、主要工種一覧表、使用機械、主要資材、施工方法、土地利用計画図(全体)、作業工程図1、作業工程図2、作業工程図3、作業工程図(完成)、防災施設等設計図、安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進、その他並びに坂田畑地等(農園)造成工事工程表)である。

セ 本件添付資料1 3

本件添付資料1 3は、特定事業説明会等実施状況報告書、説明会議事録、説明資料及び坂田説明会参加者名簿で構成されている。

ソ 本件添付資料1 4

本件添付資料1 4は、林地開発変更許可申請書、法定外公共物土木工事施行許可申請書、法定外公共物占用期間更新許可通知書、埋蔵文化財の取扱いについて(回答)及び埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)で構成されている。

タ 本件添付資料1 5から2 5まで

本件添付資料1 5から2 5までは、各種図面である。

(2) 本件決定において不開示とされた情報についての判断

実施機関は、本件対象文書に記載された情報を、条例第8条第3号及び同条第5号に該当するとして本件決定を行った。

しかし、審査請求人は、本件決定により不開示とされた情報は、同条第3号及び同条第5号に定める不開示情報に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、本件決定のうち、まず、本件対象文書に共通する不開示情報(以下「共通不開示情報」という。)の不開示妥当性を検討し、次に、上記以外の不開示情報の不開示妥当性を検討する。

なお、本件対象文書において不開示とされた情報のうち、主なものについては別表1の主な不開示情報欄のとおりである。

ア 共通不開示情報について

(ア) 様式が定められている部分について

本件対象文書のうち、本件申請書等は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号。以下「規則」という。）、特定事業許可申請書等作成要領（以下「要領」という。）、千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針（平成12年3月28日制定。以下「指針」という。）、森林法施行細則（平成12年規則第44号）及び館山市法定外公共物管理条例（平成13年館山市条例第11号。以下「管理条例」といい、上記規則から管理条例までを以下「関連法令」という。）において、様式が定められている文書に事業者が記入したものである。そのうち関連法令で様式が定められている部分（以下「様式部分」という。）が本件対象文書には別表1のとおり存在するところ、上記様式部分については、表題及び各欄の項目名等定型的な表示がなされているのみであり、上記様式部分を開示することで他の不開示情報を明らかにすることにはならないと認められるため、開示すべきである。

(イ) 条例第8条第5号該当性について

本件対象文書には、別表1のとおり、本件申請者に関する情報や特定事業場（残土条例第11条第2項第5号参照）に関する情報等が記載されている。

ところで、条例第8条第5号では、「県の機関…における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」情報を不開示情報として定めている。

この点、本件対象文書は、特定事業の許可申請に係る文書であり、特定事業許可処分がなされる前段階の県の内部で審議、検討又は協議を行う際の基礎となる情報であって、実施機関における今後の許可決定の検討段階で訂正等によって内容が変更される可能性がある未確定のものであることから、開示請求が訂正の前後でなされて、内容の異なる複数の申請書類等が公になった場合には、許可前の未確定な情報を最終的な確定した情報と県民が誤解する可能性があることは否定できない。

しかし、本件対象文書のような行政庁に提出された許可申請書類については、許可決定の検討過程で、書類の訂正や追加提出等によって内容に変更が生じる

可能性があることは、一般的に想定されることであって、実施機関が、未確定のもので今後変更される可能性のあることを説明することにより、県民が誤解する可能性を低下させることができる。

そして、実施機関が、残土条例に基づく許可申請前の段階で行政の最終的な意思決定がなされていない情報についても、指針において、事業者（指針第2条第1項参照）に対し、特定事業の計画の概要を地域住民に説明することを義務付けたり（指針第3条第1項）、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について協定締結の努力義務を課している（指針第5条）ことからすると、残土条例に基づく許可申請後許可決定される前の申請書類に係る情報の取扱いについても、残土条例の趣旨や制定の背景を踏まえて、県民の生活環境の保全を図るために必要な情報については、積極的に開示していくことが、社会的要請であり、かつ、残土条例の趣旨とも合致するものと考えらる。

このように、上記情報については、原則として開示することが要請されている情報であり、実際に、本件申請者は事前説明において、事業者名を明らかにした上で、本件申請は1度目の許可期間内に造成することができなかつた部分（最上部）の埋立て事業を行うためのものである旨説明しており（本件添付資料13参照）、本件申請に係る特定事業場のおおよその位置及び面積等は、航空写真等で確認することができ既に明らかになっていると認められるため、これを公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

また、上記情報は、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議を行う際の基礎となる情報ではあるが、そもそも、特定事業許可という行政処分決定を行うに際しては、法令等で規定された技術的基準に適合するか否かによって判断を行うものであるから、これらの情報が公になった場合に、仮に外部から何らかの働きかけがあったとしても、それによって判断を変更することができる性質のものではない。

したがって、最終的な意思決定が行われる前の時点において、これを公にしても、特定事業許可という行政処分の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは言えない。

以上のとおり、本件対象文書に記載されている情報については、条例第8条第5号該当性を認めることはできないので、以下、上記情報が、条例第8条第3号又は実施機関は不開示の理由とはしていないが当審査会の職権により、同条第2号に該当するかを検討する。

(ウ) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち、法人の代表者印の印影については、審査請求人も開示を求めていることから、その余の部分について検討する。

- a 本件申請者の名称、住所、電話番号、FAX番号及び社印の印影について
本件対象文書には、別表1のとおり、本件申請者の名称（以下「本件申請者名」という。）、住所、電話番号、FAX番号及び社印の印影が記載されている。

この点、実施機関は、上記情報の条例第8条第3号該当性について、上記情報には、事業の計画及び施工などのノウハウや取引情報が含まれることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、上記情報は、本件申請者の名称等であり事業の計画、施工などのノウハウや取引情報とはいえず、また、指針第3条は、事業者に対し、特定事業の計画の概要を地域住民に説明することを義務付けており、また、実際に、本件申請者は事前説明において事業者名を明らかにした上で事前説明を行っている（本件添付資料13参照）ことからしても、上記情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

- b 本件申請者以外の法人の名称、住所、電話番号、FAX番号及び社印の印影について

本件対象文書には、別表1のとおり、本件申請者以外の法人（受託者、調査者及び土地所有者）の法人名、住所、電話番号、FAX番号及び社印の印影が記載されている。

上記情報は、上記 a と同様、法人の名称等であり事業の計画及び施工などのノウハウとはいえ、また、上記情報から本件申請者がどの法人に調査等を依頼したか又は特定の法人が本件申請に係る特定事業場内に土地を所有しているという事実が明らかにはなるが、当該情報を公にすることにより、本件申請者及び調査等を行った法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 3 号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 条例第 8 条第 2 号該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち、民間事業者の従業員で取締役等の役員以外の者の個人名及び説明会に参加した一般住民の氏名については、審査請求人も開示を求めていることから、その余の部分について検討する。

a 公務員の職、氏名及び公印の印影について

本件対象文書には、別表 1 のとおり、知事、所属長、市長及び市町村職員（以下「知事等」という。）の職、氏名及び公印の印影が記載されている。

上記情報は、知事等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ条例第 8 条第 2 号本文前段に該当するが、知事等は公務員であり、上記情報は、同号ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、同号ハに該当し開示すべきである。

b 法人の代表者等に関する情報について

(a) 法人の代表者等の氏名及び法人の代表者の住所について

本件対象文書には、別表 1 のとおり、本件申請者の代表者の氏名及び住所並びに本件申請者の取締役の氏名並びに本件申請者以外の法人（株式会社及び有限会社）の代表者の氏名及び取締役の氏名が記載されている。

上記情報は、法人の代表者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

もっとも上記情報は、登記事項（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 911 条第 3 項第 13 号及び同項第 14 号並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 43 条第 1 項）

であり、何人も登記事項証明書の交付を請求することができる（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項）から、法令等の規定により公にされている情報であると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号イに該当し、開示すべきである。

(b) 法人の代表者等の氏名のふりがな、生年月日及び性別並びに取締役の住所について

本件申請書には、別表1のとおり、本件申請者の代表者及び取締役の氏名のふりがな、生年月日、性別並びに本件申請者の取締役の住所が記載されている。

上記情報は、法人の代表者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 法人の従業員に関する情報について

(a) 法人の従業員の職名及び役職名について

本件申請書の特定事業許可申請書（第1面）、本件添付資料3の検査試料採取調書及び本件添付資料7の現場責任者選任書には、別表1のとおり、法人の従業員の職名及び役職名が記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された従業員の氏名と一体として、従業員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(b) 法人の従業員の氏名印の印影、携帯電話の番号、住所及び生年月日並びに環境計量士の登録番号について

本件添付資料3の検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書には採取者及び環境計量士の氏名印の印影が、本件添付資料7の現場責任者

選任書及び本件添付資料 1 2 の緊急時の体制及び対応には現場責任者及び現場代理人の携帯電話の番号が、本件添付資料 7 の現場責任者選任書には現場責任者の住所及び生年月日が、本件添付資料 3 の地質分析（濃度）結果証明書には環境測量士の登録番号が、別表 1 のとおり記載されている。

上記情報は、上記 b（b）と同様、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 土地所有者に関する情報について

(a) 土地所有者の住所、氏名及び氏名印の印影について

本件添付資料 1、本件添付資料 1 0 の特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）及び本件添付資料 1 6 には土地所有者である特定の個人の住所及び氏名が、本件添付資料 1 0 の特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）には土地所有者である特定の個人の氏名印の印影が、別表 1 のとおり記載されている。

上記情報は、上記 b（b）と同様、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(b) 図面以外に記載されている地番等について

本件添付資料 1 並びに本件添付資料 1 0 の特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域外土地使用承諾書には地番及び地積が、本件添付資料 1 4 の法定外公共物土木工事施行許可申請書、法定外公共物占用期間更新許可通知書及び埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）には地番が、別表 1 のとおり記載されている。

上記情報のうち、個人に関するものについては、土地所有者の個人に関する情報であって、何人でも交付を請求することができる登記事項証明書（不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 9 条）と照合することにより特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報のうち、法人が所有する土地の地番及び地積については、当該情報から個人が所有する土地の地番が推測されることになるため、法人が所有する土地の地番及び地積についても、個人が所有する土地の地番

と一体として個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、図面以外に記載されている地番等は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(c) 図面に記載されている地番等について

本件添付資料3の試料採取位置図並びに本件添付資料6の写真撮影位置図、作業工程(3-1、3-2及び3-3)、完成図、土砂量の算定面積図及び排水計画平面図(流域)並びに本件添付資料11のボーリング位置図並びに本件添付資料12の土地利用計画図(全体)、作業工程図1、作業工程図2、作業工程図3及び作業工程図(完成)、本件添付資料15の区域図並びに本件添付資料17から本件添付資料19までの各図面部分には地番が、本件添付資料16の図面部分には地番、地目及び地積が、別表1のとおり記載されており、上記図面部分は、境界線、等高線、事業場、事業区域(対象添付資料17)及び地名など地形が分かる地図状の図面で当該図面上に地番、地目及び地積が直接記入される形で重なるように表記されていることが認められた。

この点、図面部分に記載された地番、地目及び地積は、上記d(b)と同様、何人でも交付を請求することができる土地登記事項証明書と照合することにより特定の個人を識別できる、あるいは個人が所有する土地の地番が推測され特定の個人を識別できることとなる情報であると認められる。

次に、上記図面部分から地番、地目及び地積が記載されている部分を除いた部分(以下「地番等除外部分」という。)について検討する。

この点、地番等除外部分には、各土地の境界線等が記載されており、当審査会が館山市役所に確認したところ、館山市役所に備え付けられており、何人でも閲覧することができる地番図(航空写真に地番が記載された図面)と地番除外部分とを照合することにより、除かれた地番を推測することも十分に可能であるとのことであった。

そうすると、地番等除外部分と上記地番図及び登記事項証明書に記載された情報とを照合することにより、地番等除外部分に表示された土地の所

有者等の氏名を識別することができることになるため、上記情報も、土地所有者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記図面部分には、特定事業区域等に関する情報が記載されており、法令の規定により公にされている地図（法第14条第1項）と同一の情報ということとはできない。

以上のことから、地番、地目、地積及び地番除外部分すなわち上記図面部分に記載された情報は、地番等除外部分すなわち上記図面部分に記載された情報についても、条例第8条第2号前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 説明会参加者に関する情報について

本件添付資料9の協定書及び説明会議事録並びに本件添付資料13の説明会議事録には坂田区長の氏名及び住所が、本件添付資料13の坂田説明会参加者名簿には説明会に参加した住民の住所が、本件添付資料9及び本件添付資料13の説明会議事録には坂田区長の氏名印の印影が、別表1のとおり記載されている。

上記情報は、上記b（b）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 共通不開示情報以外の不開示情報について

(ア) 本件申請書について

a 目次について

目次には、本件申請者から提出された本件対象文書の名称等が一覧できる形式で記載されている。

上記情報は、残土条例等で提出が求められている書類名等の記載にすぎず、当該情報を公にすることにより、法人である本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

b 特定事業許可申請書（第1面）について

(a) 特定事業場の位置及び面積並びに特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間について

特定事業許可申請書（第1面）の、特定事業場の位置及び面積欄には本件申請者が所有する土地の地番の記載も含む特定事業場の位置及び面積が、特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間欄には特定事業に使用される土砂の量及び特定事業の期間が記載されている。

上記情報は、事業の計画に関する情報ではあるが、事業者は、特定事業許可申請を行う前に、特定事業の計画の概要を地域住民に説明しなければならず（指針第3条）、また、実際に、本件申請者は事前説明において、本件申請は1度目の許可期間内に造成することができなかつた部分（最上部）の埋立て事業を行うために行うものと説明しており（本件添付資料13参照）、本件申請に係る特定事業場のおおよその位置、面積、特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間は既に明らかになっていると認められる。

そうすると、上記情報を公にすることにより、法人である本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 上記以外の情報について

特定事業許可申請書（第1面）には、上記情報のほか特定事業許可の申請日及び收受印の印影等が記載されているが、上記情報を公にすることにより、本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

c 特定事業許可申請書（第2面）について

特定事業許可申請書（第2面）の、千葉県収入証紙はりつけ欄には収入証紙及び消印の印影が記載されている。

この点、特定事業許可申請手数料は定額となっており（残土条例申請の手引き（以下「手引き」という。）I 第二3（5）参照）、添付した収入証紙の額は既に明らかになっていると言え、また、消印の日付についても公にすることにより、本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

d 特定事業許可申請書（第5面）について

(a) 株主の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び住所について

特定事業許可申請書（第5面）の、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）欄（以下「株主に関する欄」という。）には、株主の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び住所が記載されている。

上記情報は、上記ア（エ）b（b）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(b) 株主が保有する株式数及び割合について

特定事業許可申請書（第5面）の、株主に関する欄には、株主が保有する株式数及び割合が記載されているところ、上記情報は、株主の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の財産に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 履歴事項全部証明書について

履歴事項全部証明書には、本件申請者に関する情報が記載されているところ、本件申請者名等は、上記ア（ウ） a のとおり開示すべき情報であり、履歴事項全部証明書は法令の定めるところにより何人でも閲覧することができるものであるから（商業登記法第10条）、上記文書に記載されている情報を公にすることにより本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

f 印鑑証明書について

印鑑証明書には、本件申請者の会社法人等番号のほか証明日等法務局に関する情報が記載されているところ、上記情報を公にすることにより、本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

なお、本件申請者の代表取締役の生年月日については、上記ア（エ） b（b） のとおり、不開示とすることが妥当である。

g 誓約書について

誓約書には、誓約書作成日が記載されているところ、当該情報は、上記 f と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

h 委任状について

委任状には、土地の所在地（特定事業場の位置）のほか委任に関する情報が記載されているところ、上記情報を公にすることにより、委任者である本件申請者及び法人である受任者（代理人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件添付資料1について

本件添付資料1の、地目並びに事業場・事業区域の区分及び同意書等の添付有無欄には、地目及び同意書等の添付に関する情報が記載されている。

上記情報は、土地所有者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものではなく、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 本件添付資料2について

本件添付資料2には、現場事務所に関する情報が記載されているところ、当該情報は、上記イ(ア) fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件添付資料3について

a 計量証明書(表紙)について

計量証明書(表紙)には、試料採取日、計量証明書作成月、環境計量証明事業登録番号及び作業環境測定機関登録番号が記載されているところ、上記情報は、上記イ(ア) fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 地質分析結果報告書について

地質分析結果報告書には、工事名、事業場所、試料採取日、調査項目及び調査方法並びに調査結果が記載されている。

この点、特定事業区域に係る表土の地質検査に関する方法は、規則等により詳細に定められており(規則第4条第2項12号、要領1(2)⑩参照)、上記情報も、法定事項に沿って分析した結果等に関するもので、当審査会が実施機関に確認したところ、法人である上記報告書作成者のノウハウ等に関する情報も含まれていないとのことであるから、上記情報を公にすることにより、法人である上記報告書作成者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

c 検査試料採取調書について

検査試料採取調書には、検査試料採取に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（エ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

d 地質分析（濃度）結果証明書について

地質分析（濃度）結果証明書には、計量証明事業者の登録番号及び計量結果に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（エ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

e 試料採取位置図について

試料採取位置図の図面以外の部分には、所在、図面種別、図面番号、作製年月日及び縮尺が記載されているところ、上記情報は、上記イ（エ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

f 現場写真について

現場写真には、採取現場の写真、工事の件名、調査場所、採取箇所及び採取日が記載されているところ、上記情報は、上記イ（エ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(オ) 本件添付資料4について

本件添付資料4には、搬入する土砂の量に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(カ) 本件添付資料5について

a 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項について

特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項には、土砂の採取場所及び搬入計画に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、本件申請者及び法人である土砂の発生元事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 土採取計画認可書について

土採取計画認可書には、土採取の認可に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（カ）aと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(キ) 本件添付資料6について

a 流出量検討資料について

流出量検討資料には、土砂等の流出量に関する情報が記載されている。

上記情報は、条例等において記載が求められている特定事業区域以外の地域への土砂等の流出による災害の発生を防止するために必要な措置に関する事項であり（残土条例第11条第1項10号、手引きⅡ第四1（2）⑩参照）、実施機関に確認したところ、上記資料の作成者である本件申請者のノウハウ等に関する情報も含まれていないとのことであった。

そうすると、上記情報を公にすることにより、本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 写真撮影位置図、作業工程（3-1、3-2及び3-3）、完成図、土砂量の算定面積図及び排水計画平面図（流域）について

写真撮影位置図（16枚目）、作業工程（3-1、3-2及び3-3（41枚目から43枚目まで））、完成図（44枚目）、土砂量の算定面積図（45枚目）及び排水計画平面図（流域）（50枚目）の図面以外の部分には、所在、図面種別、図面番号、作製年月日及び縮尺が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ）aと同様、本件申請者及び上記図面の作成者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

c 完了写真について

完了写真（17枚目から19枚目まで）には、上記写真撮影位置図で撮影された写真に関する情報等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

d 防災施設（調節池）構造図（完成）及び流域図について

防災施設（調節池）構造図（完成）（49枚目）及び流域図（51枚目）には、所在、図面種別、図面番号、作製年月日、縮尺及び図面が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ）bと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(ク) 本件添付資料7について

a 現場責任者選任書について

現場責任者選任書の所属会社名等及び連絡先電話番号欄には、現場責任者の所属会社名、所属会社の住所及び所属会社の電話番号が記載されている。

上記情報は、現場責任者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものではなく、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

b 健康保険被保険者証の写しについて

健康保険被保険者証の写しには、現場責任者の氏名及び生年月日等現場責任者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記ア（エ）b（b）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 業務委託契約書について

業務委託契約書には、委託業務名、業務の場所、契約内容に関する情報が記載されているところ、当該情報は、上記イ（ア）hと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(ケ) 本件添付資料 8 について

本件添付資料 8 には、土砂等の搬入経路図が記載されているところ、上記情報は、上記イ（カ） a と同様、条例第 8 条第 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(コ) 本件添付資料 9 について

a 登記事項証明書について

(a) 登記事項証明書（9 1 枚目及び 9 2 枚目）について

登記事項証明書（9 1 枚目及び 9 2 枚目）には、特定事業許可申請書等に記載されている地番の土地（本件申請者所有地）に関する情報が記載されている。

この点、本件申請者が所有する土地の地番の記載も含む特定事業場の位置は、上記イ（ア） b（a）のとおり開示すべき情報であり、登記事項証明書は、法令の定めるところにより地番等を記載すれば何人でも交付を請求することができるものであるから（法第 1 1 9 条）、上記文書に記載されている情報を公にすることにより本件申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 登記事項証明書（9 1 枚目及び 9 2 枚目以外）について

登記事項証明書（9 1 枚目及び 9 2 枚目以外）には、特定事業場内の土地の地番等特定の土地に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記ア（エ） b（b）と同様、所有者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、事前説明においては、特定事業場内の個別具体的な地番までは明らかにされておらず、上記文書に記載された情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 協定書及び説明会議事録について

(a) 協定内容及び議事の内容について

協定書及び説明会議事録には、協定内容が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）hと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 坂田区長の印の印影について

協定書及び説明会議事録には、坂田区長の印の印影が記載されているところ、当該印は、法人の代表者印とは異なり、特別の管理がされているものとまでは推認できず、また、当該印影の形状等から判断しても、公にすることにより、「その他の団体」（条例第8条第3号イ）である坂田区の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同号イに該当せず、開示すべきである。

(サ) 本件添付資料10について

a 特定事業区域内土地使用同意書について

特定事業区域内土地使用同意書には、土地所有者である法人が、自己の所有する土地のうち特定事業に使用することを同意した土地の地目及び同意日が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 法人分）について

(a) 特定事業場の所在地について

特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 法人分）には、特定事業場の所在地に関する情報等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 提供する土地の承諾期間、提供する土地の合計及び提供する土地の地目について

特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 法人分）には、提供する土地の承諾期間、提供する土地の合計及び提供する土地の地目が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）fと同様、条例第8条第3号イ

に該当せず、開示すべきである。

c 印鑑証明書について

印鑑証明書には、土地提供者である法人の会社法人等番号のほか証明日等法務局に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

d 特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）について

(a) 特定事業場の所在地について

特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）には、特定事業場の所在地に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 提供する土地の承諾期間及び提供する土地の地目について

特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）には、提供する土地の承諾期間及び提供する土地の地目が記載されているところ、上記情報は、上記（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(c) 提供する土地の合計について

特定事業区域外土地使用承諾書（土地提供者 個人分）には、土地所有者たる個人が提供する土地の合計が記載されている。

上記情報は、上記イ（ア）d（b）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(シ) 本件添付資料11について

a 表紙について

表紙には、報告書の作成月等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 目次について

目次には、本件添付資料11の内訳たる書類名が記載されているところ、上記情報は、要領において提出が求められている構造安定計算書の内訳を示す記載にすぎない（要領1（11）参照）。

したがって、上記情報は、上記イ（ア） aと同様、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

- c 調査地案内図、業務概要、ボーリング調査方法、調査地の地形・地質概要、ボーリング調査結果、調査結果に基づく考察、解析概要、支持力について及びボーリング柱状図について

調査地案内図、業務概要、ボーリング調査方法、調査地の地形・地質概要、ボーリング調査結果、調査結果に基づく考察、解析概要、支持力について及びボーリング柱状図には、調査地を示す地図、業務概要に関する情報、ボーリング調査方法に関する情報、調査地の地形・地質概要に関する情報、ボーリング調査結果に関する情報、調査結果に基づく考察に関する情報、解析概要に関する情報、支持力に関する情報及びボーリングに関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ） aと同様、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

- (ス) 本件添付資料1 2について

- a 表紙について

表紙には、特定事業の場所、特定事業の目的、施工期間等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア） fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- b 目次について

目次には、本件添付資料1 2の内訳たる書面の名称が記載されているところ、上記情報は、規則等で提出が求められている書類名の記載にすぎない（規則第4条第項1 7号）。

したがって、上記情報は、上記イ（ア）（a）と同様、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

- c 開発概要、現場組織表、主要工種一覧表、使用機械、主要資材及び施工方法について

開発概要、現場組織表、主要工種一覧表、使用機械、主要資材及び施工方法には、工事の名称、開発場所（特定事業場の位置）、開発概要、現場組織に関する情報、主要工種に関する情報、使用機械に関する情報、主要資材に関する情報及び施工方法に関する情報が記載されているところ、上記情報は、

上記イ（ア） b（a）及びイ（キ） aと同様、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

- d 土地利用計画図（全体）、作業工程図1、作業工程図2、作業工程図3、作業工程図（完成）及び防災施設等設計図について

土地利用計画図（全体）、作業工程図1、作業工程図2、作業工程図3、作業工程図（完成）及び防災施設等設計図には、所在、図面種別、図面番号、作製年月日及び縮尺が、また、防災施設等設計図には図面が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ） aと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- e 安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進、その他並びに坂田畑地等（農園）造成工事工程表について

安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進、その他並びに坂田畑地等（農園）造成工事工程表には、安全管理に関する情報、協力会社名、緊急時の体制及び対応に関する情報、緊急時連絡先の法人名、緊急時連絡先の官公庁名、緊急時連絡先法人及び官公庁の電話番号、交通管理に関する情報、環境対策に関する情報、現場作業環境の整備に関する情報、再生資源の利用の促進に関する情報、過積載対策に関する情報並びに工程時期に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記イ（キ） aと同様、条例第8条第3号イには該当しないため、開示すべきである。

- (セ) 本件添付資料13について

- a 特定事業説明会等実施状況報告書について

特定事業説明会等実施状況報告書には、当該報告書の作成日のほか、地域住民に対する説明会（3条関係）欄には、開催日時、開催場所、開催場所の範囲指定に係る市町村の判断内容、出席者の状況及び開催状況が、関係市町村長に対する説明（4条関係）欄には、開催日時、開催場所及び開催状況が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア） fと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- b 館山市坂田区説明会議事録、説明資料及び坂田説明会参加者名簿について
館山市坂田区説明会議事録には議事の内容が、説明資料には事業場の場所、進入路、盛土量、工事期間、搬入する土砂について、搬入車両について、搬入台数、申請に関する主な法令、埋立て完了後の跡地利用について、放流水に関する情報、航空写真パネル及び埋立事業完了時のパースが、坂田説明会参加者名簿には説明会の日時及び説明会の場所が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）及びイ（ア）hと同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(ソ) 本件添付資料14について

- a 林地開発変更許可申請書について
林地開発変更許可申請書には、林地開発行為の許可年月日、許可番号、開発行為に係る森林の所在場所、開発行為の目的等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。
- b 法定外公共物土木工事施行許可申請書について
法定外公共物土木工事施行許可申請書には、工事目的、土地の種目、工事面積、工事期間及び添付書類に関する情報等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。
- c 法定外公共物占用期間更新許可通知書について
法定外公共物占用期間更新許可通知書には、占用目的、土地の種目、占用面積、占用期間、占用料及び許可条件等が記載されているところ、上記情報は、上記イ（ア）b（a）と同様、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。
- d 埋蔵文化財の取扱いについて（回答）並びに埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）について
埋蔵文化財の取扱いについて（回答）には、埋蔵文化財の所在の有無等についての照会に対する回答に関する情報等が、埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）には、開発目的、開発区域、開発面積、工事期間、添付書類に関する情報等が記載されているところ、上記情報は、上記イ

(ア) b (a) と同様、条例第 8 条第 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(タ) 本件添付資料 1 5 から本件添付資料 2 5 までについて

本件添付資料 1 5 から本件添付資料 2 5 までの図面以外の部分には、所在、図面種別、図面番号、作製年月日及び縮尺が、本件添付資料 1 5 (位置図のみ) 及び本件添付資料 2 0 から本件添付資料 2 5 までには、地番が記載されていない図面が記載されているところ、上記情報は、上記イ (キ) a と同様、条例第 8 条第 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 本件決定において不開示とされた情報についての結論

したがって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、別表 2 の不開示とすべき情報欄に記載した各情報を不開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

(4) 行政文書の管理等について

条例に基づく開示は、開示請求時点において存在する行政文書の開示を求める権利を付与するものであり、開示請求日より後の時点において実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書は対象文書とはならないところ、実施機関は、上記 1 のとおり、開示請求日の前後を区別せず、その結果、当審査会に対し、本件対象文書以外の行政文書の写しも添付して諮問を行っている。

この点について、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件決定及び諮問に係る各起案文書に本件対象文書を添付していなかったこと並びに本件対象文書に本件請求日より後の時点において作成又は取得した文書をそれぞれ挟み込む形で保管し本件決定における対象文書の範囲を明確にしていない状態で管理をしていたことが認められた。

また、行政文書の管理において、收受印を押印すること (千葉県行政文書規程 (昭和 6 1 年訓令第 1 3 号) 第 1 6 条参照) が徹底されていないなど、時系列を把握した行政文書管理がなされていないことが認められた。

行政文書の管理において、このような実態は不適切なものであると言わざるを得ず、また、当審査会の円滑な審議に支障を与えるものであるから、実施機関は、起案文書には起案に直接関係のある文書を添付することはもとより、決裁後の起案文書はそのままの形で保管するとともに、諮問の際には添付書類を十分に確認するなど、適切な行政文書管理等を行うべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月15日	諮問書の受理
平成28年11月28日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 5月25日	審議
平成30年 6月29日	審議
平成30年 7月27日	審議
平成30年 9月28日	審議
平成30年10月26日	審議
平成30年11月30日	審議
平成30年12月21日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)

別表 1

対象文書		主な不開示情報
	文書名	
本件 申請書	目次	<ul style="list-style-type: none"> 書類の名称
	特定事業許可申請書 (第1面)	<ul style="list-style-type: none"> 様式部分 知事の氏名 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 本件申請者の代表取締役の氏名 本件申請者の代表者印の印影 法人の担当者の氏名 (法人の従業員) 特定事業場の位置及び面積 現場責任者の氏名及び職名 (法人の従業員) 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間
	特定事業許可申請書 (第2面)	<ul style="list-style-type: none"> 様式部分 収入証紙、消印
	特定事業許可申請書 (第5面)	<ul style="list-style-type: none"> 様式部分 申請者欄 (本件申請者名、本件申請者名のふりがな、主たる事務所の所在地) 役員欄 (役員 (代表取締役及び取締役) の氏名、役員の氏名のふりがな、生年月日、役職名・呼称、性別、住所) 株主に関する欄 (株主の氏名、株主の氏名のふりがな、生年月日、性別、保有する株式の数、割合、住所)
	履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> 本件申請者に関する情報
	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 本件申請者の代表者印の印影 本件申請者の会社法人等番号、商号 (本件申請者名)、本店住所 (本件申請者の住所) 本件申請者の代表取締役の氏名、生年月日

対象文書		主な不開示情報
	文書名	
本件 申請書	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 知事の氏名 ・ 本件申請者の住所、本件申請者名 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影
	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人（法人）の住所、法人名、法人の代表取締役の氏名、法人の担当者の氏名（法人の従業員）、電話番号 ・ 委任権限に関する情報 ・ 土地の所在地 ・ 委任者（本件申請者）の住所、本件申請者名、本件申請者の代表取締役の氏名、本件申請者の代表者印の印影、電話番号
本件添付 資料		
1	地番一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 地番、地目、地積 ・ 所有者名（法人及び個人）、所有者住所（法人及び個人） ・ 事業場・事業区域の区分及び同意書等の添付有無
2	現場事務所平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場事務所に関する情報

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
3	計量証明書 (表紙)	<ul style="list-style-type: none"> • 本件申請者名 • 試料採取日、計量証明書作成月 • 環境計量証明事業登録番号、作業環境測定機関登録番号 • 計量証明書作成者（法人）名、住所（本社、営業所）、電話番号（本社、営業所）、FAX番号（本社、営業所）
	地質分析結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> • 本件申請者（事業者）名 • 地質分析結果報告書作成者（試料採取者の所属）名（法人）、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、法人の社印の印影 • 工事名、事業場所、試料採取日 • 試料採取者の氏名（法人の従業員） • 調査項目及び調査方法、調査結果
	検査試料採取調書	<ul style="list-style-type: none"> • 様式部分 • 採取者（法人）の住所、法人名、法人の社印の印影、電話番号 • 採取者の職氏名、氏名印の印影（法人の従業員） • 検査試料採取に関する情報

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
3	地質分析（濃度）結果証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 分析機関（法人）名、法人の社印の印影、住所、電話番号、計量証明事業者の登録番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 法人の代表者印の印影 ・ 環境計量士の登録番号、氏名、氏名印の印影（法人の従業員） ・ 採取者の氏名（法人の従業員） ・ 計量結果に関する情報
	試料採取位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分（地番含む）
	現場写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工者（本件申請者）名、現場写真、件名、調査場所、採取箇所、採取日
4	盛土量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入する土砂の量に関する情報
5	特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 発生元事業者（法人）の住所、法人名、採取場所、搬入計画 ・ 備考欄（法人名、法人の担当者の氏名（法人の従業員）、電話番号）

対象文書		主な不開示情報
本件 添付資料	文書名	
5	土採取計画認可書	<ul style="list-style-type: none"> 土採取計画申請者（法人）の住所、法人名 法人の取締役の氏名 地域振興事務所長の氏名、公印の印影 認可に関する情報
6	流出量検討資料（表紙も含む）	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の流出量に関する情報
	写真撮影位置図 （16枚目）	<ul style="list-style-type: none"> 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 法人の代表取締役の氏名 図面部分（地番含む）
	完了写真 （17枚目～19枚目）	<ul style="list-style-type: none"> 写真（17枚）
	作業工程（3-1、3-2、3-3、41枚目～43枚目） 完成図（44枚目） 土砂量の算定面積図（45枚目）	<ul style="list-style-type: none"> 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 法人の代表取締役の氏名 図面部分（地番含む）

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
6	防災施設（調節池）構造図（完成） （49枚目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分
	排水計画平面図（流域） （50枚目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分（地番含む）
	流域図 （51枚目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
7	現場責任者選任書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 知事の氏名 ・ 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 現場責任者（法人の従業員）の氏名、住所、生年月日、所属会社における役職等、連絡先電話番号（携帯） ・ 現場責任者の所属会社名、会社住所、連絡先電話番号（会社）
	健康保険被保険者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場責任者に関する情報
	業務委託契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務名、業務の場所、契約内容 ・ 委任者（本件申請者）の住所、本件申請者名 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 受任者（法人）の住所、法人名 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 法人の代表者印の印影
8	搬入経路図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等の発生元事業者名、搬入経路図

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
9	登記事項証明書 (91枚目、92枚目)	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業許可申請書等に記載されている地番の土地(本件申請者所有地)に関する情報
	登記事項証明書 (上記以外)	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業場内の土地に関する情報
	協定書(2通)	<ul style="list-style-type: none"> 協定内容 甲(本件申請者)の住所、本件申請者名 本件申請者の代表取締役の氏名 本件申請者の代表者印の印影 乙(坂田区長)の住所、氏名 坂田区長の印の印影
	説明会議事録	<ul style="list-style-type: none"> 坂田区長の氏名印の印影、坂田区長の氏名、住所 本件申請者の代表者印の印影 本件申請者の代表取締役の氏名 本件申請者側出席者の氏名(法人の従業員) 本件申請者名、住所 坂田区長の印の印影 協定内容
10	特定事業区域内土地使用同意書	<ul style="list-style-type: none"> 様式部分 本件申請者名 地番、地目、地積 土地所有者(法人)の住所、法人名 法人の代表取締役の氏名 法人の代表者印の印影

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
10	特定事業区域外土地使用承諾書 (土地提供者 法人分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 承諾者(法人)の住所、法人名 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 法人の代表者印の印影 ・ 本件申請者名、住所 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 特定事業場の所在地、提供する土地の承諾期間、提供する土地の合計 ・ 提供する土地の地番、地目、地積
	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾者(法人)の代表者印の印影 ・ 法人の会社法人等番号、商号(法人名)、本店住所(法人住所) ・ 法人の代表取締役の氏名、生年月日
	特定事業区域外土地使用承諾書 (土地提供者 個人分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 承諾者の住所、氏名、氏名印の印影 ・ 本件申請者名、住所 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 特定事業場の所在地、提供する土地の承諾期間、提供する土地の合計 ・ 提供する土地の地番、地目、地積
11	盛土による斜面安定調査報告書 表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件申請者名、本件申請者の社印の印影
	目次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の目次

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
1 1	調査地案内図	<ul style="list-style-type: none"> 調査地を示す地図
	業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 業務概要に関する情報 施工者（本件申請者）名、本件申請者の社印の印影、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号 調査者（法人）名、法人の社印の印影、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号
	ボーリング調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング調査方法に関する情報 本件申請者名（写真）
	調査地の地形・地質概要	<ul style="list-style-type: none"> 調査地の地形・地質概要に関する情報
	ボーリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング調査結果に関する情報
	調査結果に基づく考察	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果に基づく考察に関する情報
	解析概要	<ul style="list-style-type: none"> 解析概要に関する情報
	支持力について	<ul style="list-style-type: none"> 支持力に関する情報
	ボーリング位置図	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング位置を示す図面（地番含む）
	ボーリング柱状図	<ul style="list-style-type: none"> 発注機関（本件申請者）名、調査業者（法人）名、法人の電話番号 主任技師の氏名、現場代理人の氏名、コア鑑定者の氏名、ボーリング責任者の氏名（法人の従業員） ボーリングに関する情報

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
1 2	施工計画書 表紙	<ul style="list-style-type: none"> 様式部分 特定事業の場所、特定事業の目的、施工期間
	目次	<ul style="list-style-type: none"> 書面の名称
	開発概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事の名称、開発場所（特定事業場の位置）、事業者（本件申請者）名、本件申請者の住所、本件申請者の代表取締役の氏名、開発概要
	現場組織表	<ul style="list-style-type: none"> 法人の各担当者の氏名（法人の従業員） 現場組織に関する情報
	主要工種一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 主要工種に関する情報
	使用機械	<ul style="list-style-type: none"> 使用機械に関する情報
	主要資材	<ul style="list-style-type: none"> 主要資材に関する情報
	施工方法	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法に関する情報
	土地利用計画図（全体）	<ul style="list-style-type: none"> 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 法人の代表取締役の氏名 図面部分（地番含む）
	作業工程図 1 作業工程図 2 作業工程図 3 作業工程図（完成）	<ul style="list-style-type: none"> 所在、図面種別、本件申請者名、作製年月日 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 法人の代表取締役の氏名 図面部分（地番含む）

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
1 2	防災施設等設計図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分
	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に関する情報 ・ 法人の各担当者の氏名（法人の従業員） ・ 協力会社（法人）名
	緊急時の体制及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の体制及び対応に関する情報 ・ 緊急時連絡先の法人名、緊急時連絡先の官公庁名、緊急時連絡先の法人及び官公庁の電話番号 ・ 現場代理人（法人の従業員）の氏名、携帯電話の番号
	交通管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管理に関する情報
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対策に関する情報
	現場作業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業環境の整備に関する情報
	再生資源の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源の利用の促進に関する情報 ・ 建設副産物適正処理責任者の氏名（法人の担当者）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載対策に関する情報
	坂田畑地等（農園）造成工事 工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程時期に関する情報

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
13	特定事業説明会等実施状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 知事の氏名 ・ 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 1 地域住民に対する説明会（3条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時、開催場所 ・ 市町村応対者の職氏名 ・ 開催場所の範囲指定に係る市町村の判断内容 ・ 出席者の状況 ・ 開催状況 2 関係市町村長に対する説明（4条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時 ・ 開催場所 ・ 出席者の状況（市町村応対者の職氏名、本件申請者名、本件申請者の代表取締役の氏名） ・ 開催状況

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
1 3	説明会議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田区長の氏名印の印影、坂田区長の氏名、住所 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者側出席者氏名（法人の従業員） ・ 本件申請者名、住所 ・ 議事の内容
	説明資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件申請者の住所、本件申請者名 ・ 事業場の場所、進入路、盛土量、工事期間、搬入する土砂について、搬入車両について、搬入台数、申請に関する主な法令、埋立完了後の跡地利用について、放流水に関する情報 ・ 航空写真パネル ・ 埋立事業完了時のパース
	坂田説明会参加者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日時、場所 ・ 参加者の氏名、住所
1 4	林地開発変更許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 知事の氏名 ・ 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 林地開発行為の許可年月日、許可番号 ・ 開発行為に係る森林の所在場所、開発行為の目的

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
14	法定外公共物土木工事施行許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式部分 ・ 市長の氏名 ・ 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 工事目的 ・ 土地の所在（特定事業場内の各土地の地番の記載を含む） ・ 土地の種目、工事面積、工事期間 ・ 連絡先（法人）の住所、法人名、法人の電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 添付書類に関する情報
	法定外公共物占用期間更新許可通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件申請者の住所、本件申請者名 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 市長の氏名、公印の印影 ・ 占用目的 ・ 土地の所在（特定事業場内の土地の地番） ・ 土地の種目、占用面積、占用期間、占用料、許可条件

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
1 4	埋蔵文化財の取扱いについて (回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件申請者名 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 公印の印影 ・ 埋蔵文化財の所在の有無等についての照会に対する回答
	埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて (照会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件申請者の住所、本件申請者名、電話番号 ・ 本件申請者の代表取締役の氏名 ・ 本件申請者の代表者印の印影 ・ 開発目的、開発区域、開発面積、工事期間、添付書類に関する情報 ・ 連絡先(法人)の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 開発区域一覧の地番
1 5	位置図・区域図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者(法人)の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 位置図の図面部分 ・ 区域図の図面部分(地番含む)
1 6	公図写しの縮小図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者(法人)の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分(地番、地目、地積、所有者住所、所有者名)

対象文書		主な不開示情報
本件添付資料	文書名	
17 ～ 19	各種図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分（地番含む）
20 ～ 25	各種図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在、図面種別、図面番号、本件申請者名、作製年月日、縮尺 ・ 作製者（法人）の住所、法人名、電話番号 ・ 法人の代表取締役の氏名 ・ 図面部分

別表2

対象文書		不開示とすべき情報 (当審査会での判断外情報を除く)
	文書名	
本件 申請書	特定事業許可申請書 (第1面))	・ 現場責任者の職名 (法人の従業員)
	特定事業許可申請書 (第5面)	・ 役員欄 (役員の氏名のふりがな、生年月日、性別、住所 (代表取締役を除く)) ・ 株主に関する欄 (株主の氏名、株主の氏名のふりがな、生年月日、性別、住所、保有する株式の数、割合)
	印鑑証明書	・ 本件申請者の代表取締役の生年月日
本件添付 資料		
1	地番一覧	・ 地番、地積 ・ 所有者名 (法人名を除く)、所有者住所 (法人を除く)
3	検査試料採取調書	・ 採取者の職、氏名印の印影 (法人の従業員)
	地質分析 (濃度) 結果証明書	・ 環境計量士の登録番号、氏名印の印影 (法人の従業員)
	試料採取位置図	・ 図面部分 (地番含む)
6	写真撮影位置図 (16枚目)	・ 図面部分 (地番含む)

対象文書		不開示とすべき情報 (当審査会での判断外情報を除く)
本件添付資料	文書名	
6	作業工程(3-1、3-2、3-3 図面) (41枚目～43枚目) 完成図(44枚目) 土砂量の算定面積図(45枚目)	・ 図面部分(地番含む)
	排水計画平面図(流域) (50枚目)	・ 図面部分(地番含む)
7	現場責任者選任書	・ 現場責任者(法人の従業員)の住所、生年月日、所属会社における役職等、連絡先電話番号(携帯)
	健康保険被保険者証の写し	・ 現場責任者に関する情報
9	登記事項証明書 (91枚目～92枚目を除く)	・ 特定事業場内の特定の土地に関する情報
	協定書(2通)	・ 坂田区長の氏名、住所
	説明会議事録	・ 坂田区長の氏名印の印影、坂田区長の氏名、住所
10	特定事業区域内土地使用同意書	・ 地番、地積
	特定事業区域外土地使用承諾書 (土地提供者 法人分)	・ 提供する土地の地番、地積
	印鑑証明書	・ 本件申請者の代表取締役の生年月日

対象文書		不開示とすべき情報 (当審査会での判断外情報を除く)
本件添付資料	文書名	
10	特定事業区域外土地使用承諾書 (土地提供者 個人分)	<ul style="list-style-type: none"> 承諾者(個人)の住所、氏名、氏名印の印影 提供する土地の合計、提供する土地の地番、地積
11	ボーリング位置図	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング位置を示す図面(地番含む)
12	土地利用計画図(全体) 作業工程図1 作業工程図2 作業工程図3 作業工程図(完成)	<ul style="list-style-type: none"> 図面部分(地番含む)
	緊急時の体制及び対応	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人(法人の従業員)の携帯電話の番号
13	説明会議事録	<ul style="list-style-type: none"> 坂田区長の氏名印の印影、坂田区長の氏名、住所
	坂田説明会参加者名簿	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の住所
14	法定外公共物土木工事施行許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所在(特定事業場内の各土地の地番)
	法定外公共物占用期間更新許可通知書	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所在(特定事業場内の土地の地番)
	埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域一覧の地番

対象文書		不開示とすべき情報 (当審査会での判断外情報を除く)
本件添付資料	文書名	
15	区域図	・ 図面部分 (地番含む)
16	公図写しの縮小図	・ 図面部分 (地番、地目、地積、所有者住所、所有者名)
17 ～ 19	各種図面	・ 図面部分 (地番含む)